

運輸省令第50号（平成9年8月1日）

（船舶安全法施行規則の一部を改正する省令）

目次

（注） 参考のため、上記省令により改正された部分のみを記載した。

第一章・第二章（略）

第二章の二 安全管理手引書（第十二条の二）

第二章の三 小型遊漁兼用船の施設等（第十三条一第十三条の三）

第二章の四 高速船の施設等（第十三条の四・第十三条の五）

第三章～第五章（略）

附則（略）

第二章の二 安全管理手引書
（安全管理手引書）

第十二条の二 船舶所有者は、国際航海に従事する船舶（公用に供する船舶を除く。）であつて次に掲げるもの（第二号から第六号までに掲げる船舶にあつては、総トン数五百トン以上のものに限る。）ごとに、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第九章第一規則第一項に規定する国際安全管理規則（以下この条において「国際安全管理規則」という。）に従つて、当該船舶の航行の安全を確保するため当該船舶及び当該船舶を管理する船舶所有者の事務所において行われるべき安全管理に関する事項について、安全管理手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置かなければならない。

一 旅客船

二 タンカー（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第九号に規定するタンカーをいう。）

三 液化ガスばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則第百四十二条に規定する液化ガスばら積船をいう。以下同じ。）

四 液体化学薬品ばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則第二百五十七条に規定する液体化学薬品ばら積船をいう。以下同じ。）

五 貨物区域（船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第二条第十七号に規定する貨物区域をいう。）にトップサイドタンク及びホッパーサイドタンクを有する船舶（第一条第二項第一号に掲げる船舶を除く。）

六 第十三条の四第一項の規定に基づいて管海官庁の指示するところにより法第二条第一項に掲げる事項を施設した船舶（旅客船及び第一条第二項第一号に掲げる船舶を除く。）

- 2 前項の安全管理手引書は、国際安全管理規則第一項4に規定する安全管理システムに関する事項その他国際安全管理規則において文書化しなければならないこととされている事項が定められたものでなければならない。
- 3 船舶所有者は、第一項の規定の適用のある船舶ごとに、国際安全管理規則第十三項2に規定する適合書類の写し及び同項4に規定する安全管理証書を第一項の安全管理手引書とともに当該船舶内に備え置かなければならない。

第二章の三（略）

第二章の四（略）

（高速船の施設）

第十三条の四（略）

2（略）

- 3 第一項の管海官庁の指示は、船舶設備規程第四条、鋼船構造規程（昭和十五年逓信省令第二十四号）第十九条、船舶区画規程第十条の三、船舶復原性規則（昭和三十一年運輸省令第七十六号）第十七条及び第二十三条、船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第四条、船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第三条、小型船舶安全規則第四条、船舶防火構造規則第五条並びに船舶機関規則第三条の規定により行うものとする。

（臨時検査）

第十九条（略）

2（略）

- 3 法第五条第一項第三号の命令で定めるときとは、次の各号の一に該当する場合とする。

一～七（略）

八 第十二条の二第一項の規定の適用のある船舶について、同項の安全管理手引書につき当該船舶の航行の安全の確保に著しい影響を及ぼすおそれのある変更をしようとするとき。

九（略）

十（略）

十一（略）

十二（略）

十三（略）

- 4 前項第十二号の指定は、船舶検査手帳に記入して行う。

5 第三項第十二号に係る臨時検査は、その時期を繰り上げて受けることができる。

6 (略)

(中間検査の時期の延期及び船舶検査証書の有効期間の延長)

第四十六条の二 管海官庁又は日本の領事官は、次の表の上欄に掲げる船舶（原子力船を除く。以下この条において同じ。）について、申請により、同表の下欄に掲げる範囲内においてその指定する日まで、同表第一号に掲げる船舶にあつては当該船舶の中間検査の時期の延期を、同表第二号から第六号までに掲げる船舶にあつては当該船舶検査証書の有効期間の延長をすることができる。ただし、同表第一号にあつては指定を受けた日前に当該航海を終了した場合は、その終了した日を中間検査の時期とし、同表第二号から第四号に掲げる船舶にあつては指定を受けた日前に当該航海を終了した場合は、その終了した日を船舶検査証書の有効期間が満了する日とする。

一 第十八条第二項の表第一号上欄に掲げる船舶であつて、同号下欄に掲げる時期及び同条第三項に規定する時期を経過する際外国の港から本邦の港又は中間検査を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となる船舶	検査基準日（第十八条第二項の表備考第二号（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する検査基準日をいう。）の翌日から起算して三月を超えない範囲内
二 国際航海に従事する船舶（高速船（第十八条第二項の表備考第一号に規定する高速船をいう。以下この表において同じ。）除く。）であつて、船舶検査証書の有効期間が満了する際外国の港から本邦の港又は定期検査を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となる船舶（第五号に掲げる船舶を除く。）	当該船舶検査証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して三月を超えない範囲内
三 国際航海に従事する高速船であつて、船舶検査証書の有効期間が満了する際外国の港から本邦の港又は定期検査を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となる船舶	当該船舶検査証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して一月を超えない範囲内

<p>四 国際航海に従事しない高速船であつて、船舶検査証書の有効期間が満了する際定期検査を受ける予定の港に向け航海中となる船舶</p>	
<p>五 国際航海に従事する船舶（航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を超えない航海に従事するものに限る。）であつて、船舶検査証書の有効期間が満了する際航海中となる船舶（高速船を除く。）</p>	<p>当該船舶検査証書の有効期間が満了する日から起算して一月を超えない範囲内</p>
<p>六 国際航海に従事しない船舶（高速船を除く。）であつて、船舶検査証書の有効期間が満了する際航海中となる船舶</p>	

2～3（略）

第四十七条の二 法第八条第一項の命令で定める検査は、次に掲げる検査以外の検査とする。

一 次に掲げる事項に関する検査

イ（略）

ロ 安全管理手引書

ハ（略）

ニ（略）

ホ（略）

ヘ（略）

ト（略）

チ（略）

二・三（略）

（読替え）

第六十五条の二 機構が小型船舶検査事務を行う場合にあつては、第四条、第七条、第十二条、第十三条第三項、第十三条の二第一項、第十三条の五、第十四条の二、第十六条、第十八条、第十九条、第二十五条第五項、第二十六条、第三十条から第

三十二条まで、第三十六条第一項、第三十七条（第四十六条第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条、第三十九条第一項（第四十三条第二項及び第四十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四十一条第一項（第四十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第四十二条、第四十五条、第四十六条の二、第四十九条、第五十一条第一項及び第二項、第五十六条、第六十条の五第二項から第四項、第六十条の六、第六十条の七、第九号様式、第十三号様式、第十六号様式から第十八号様式まで、第二十二号様式並びに第二十四号様式中「管海官庁」とあるのは、「機構」と読み替えて、これらの規定及び様式を適用する。

2 (略)

(手数料)

第六十六条 (略)

2 (略)

3 第十二条の二第一項の規定の適用のある船舶（法第八条第一項の船舶を除く。）の定期検査、中間検査（第三種中間検査を除く。以下この項において同じ。）又は臨時検査（安全管理手引書に係るものに限る。以下この項において同じ。）の手数料の額は、第一項、前項、第五項から第七項まで及び第九項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 定期検査 第一項、前項、第五項、第六項又は第九項の規定による手数料の額に十万八千九百円を加算した額

二 中間検査 第一項、第五項又は第七項の規定による手数料の額に二万三千九百円（臨時検査を受けるべき場合に受ける中間検査にあつては、十万八千九百円）を加算した額

三 臨時検査 十万九千八百円

4 コンテナに関し法第五条の検査において材料試験又は荷重試験を受ける場合における当該検査の手数料の額は、第一項及び第八項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額にコンテナ一個につき二万八千八百円（フラットラック型のものにあつては、二万五百円）を加算した額とする。

5 整備済証明書の交付を受けている船舶の定期検査又は中間検査（当該整備済証明書の交付に係る確認が行われた後三十日以内に最初に受けるものに限る。）の手数料の額は、第一項及び第八項の規定にかかわらず、定期検査にあつては八千八百円、中間検査にあつては五千円とする。

6 検定合格証明書の交付を受けている船舶又は法第九条第五項の標示を付されている船舶の最初に行う定期検査の手数料の額は、第一項及び第八項の規定にかかわらず、八千八百円とする。

- 7 (略)
- 8 (略)
- 9 (略)
- 10 (略)
- 11 (略)
- 12 外国において予備検査を受ける場合における当該予備検査の手数料の額は、第一項及び第九項の規定にかかわらず、別表第二に定める手数料の額(準備検査を受けた物件の予備検査(当該準備検査を受けた日から起算して後一年以内に最初に受けるものに限る。))を受ける場合は別表第二に定める額の二分の一の額)に、一件の申請につき、十六万四千八百円を加算した額とする。
- 13 (略)
- 14 (略)
- 15 (略)
- 16 (略)
- 17 (略)